

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△などで伏せています。〕

秩父市農業委員会 平成30年 第1回 定例総会 議事録

1 会 期 平成30年1月22日（月）午後2時00分から
同 日 午後2時47分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員（12人）

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員（1人）

委 員	1番	新 井 初 男
-----	----	---------

5 議事日程

日程第1 開 会 ・ 開 議

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

日程第3 総 会 成 立 の 報 告

日程第4 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名

日程第5 諸 報 告

日程第6 審 議 議 案 の 報 告

日程第7 議 案 審 議

議案第1号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△などで伏せています。〕

- | | | |
|---------|-------------------------------------|------|
| 議案第2号上程 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (7件) |
| 議案第3号上程 | 農用地利用配分計画の意見について | (1件) |
| 議案第4号上程 | 農用地利用配分計画の意見について | (1件) |
| 議案第5号上程 | 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか
否かの判断について | |

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員（12人）

- | | | |
|------|------|------|
| 第1区域 | 吉川稔 | 浅見健 |
| 第2区域 | 笠原広久 | 小林弘 |
| 第3区域 | 田口俊夫 | |
| 第4区域 | 新井一郎 | 大島正一 |
| 第5区域 | 番場誠二 | 齋藤武志 |
| 第5区域 | 引間勲 | |
| 第6区域 | 長谷川満 | 千島初夫 |

7 欠席した農地利用最適化推進委員（2人）

- | | |
|------|-------|
| 第3区域 | 小久保健司 |
| 第5区域 | 高岸義雄 |

8 農業委員会事務局職員

- | | | | |
|------|------|-----|------|
| 事務局長 | 上林敏一 | 主査 | 帆刈敏晃 |
| 参与 | 町田達彌 | 主事補 | 岩田直樹 |
| 主幹 | 新井幸男 | 主幹 | 新地広幸 |
| 主幹 | 加藤和彦 | | |

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（糸東男 会長） ただいまから、秩父市農業委員会平成30年第1回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長（糸東男 会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△などで伏せています。〕

いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（**糸 東男 会長**） 本日は、1番 新井 初男 委員から欠席の通告がありました。よって、委員定数13名中12名の委員が出席しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（**糸 東男 会長**） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（**糸 東男 会長**） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。2番 横田 友 会長職務代理者 及び 3番 高橋 信之 会長職務代理者のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主査及び岩田主事補を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（**糸 東男 会長**） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件はありませんでしたので、ご了承願います。以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審 議 議 案 の 報 告

議長（**糸 東男 会長**） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 それでは、平成30年第1回総会において審議していただきます議案について申し上げます。議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について が2件、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について が7件、議案第3号 農用地利用配分計画の意見についてが 1件、議案第4号 農用地利用配分計画の意見についてが 1件、議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、以上でございます。

議長（**糸 東男 会長**） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議 案 審 議

議案第1号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)

議長 (糸 東男 会長) これより、議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事補 番号1の案件について説明をいたします。申請者は 〇〇さんです。申請地は 太田字三道沢、畑3筆、計310平方メートルで、平成17年に相続により取得した土地です。案内図の1ページをご覧ください。申請地は、秩父市立大田小学校から北に約750メートル先にあります。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年12月25日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用する目的は、住宅用地の拡張です。申請事由ですが、申請者は、現在、申請地に隣接する宅地上にある住宅に居住しております。昭和34年頃、養蚕業が盛んであった申請者の父の代に、隣接する農地に物置や倉庫を建築し、また進入路の整備を行いましたが、このたび、所有する土地について確認をしたところ、申請地は農地転用の許可を得ておらず、登記地目が畑のままであることが判明しました。農地に戻すことも難しいことから、現状のまま使用していきたいとして、始末書を添付して申請したものです。なお、このたびの申請地と既存の宅地3筆を併せた住宅敷地の合計面積は、756.93平方メートルとなります。また、隣接する農地は、申請者が所有するものです。申請地を確認したところ、申請のとおり、物置や倉庫が建てられているなど住宅敷地として使用されておりました。

新井 幸男 主幹 番号2の案件について説明をいたします。申請者は 〇〇さんです。申請地は 上吉田字新井、畑1筆、909平方メートルで、平成14年に相続により取得した土地です。案内図の2ページをご覧ください。申請地は、主要地方道高崎神流秩父線、塚越交差点から東南東に約750メートル先にあります。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年12月25日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用する目的ですが、太陽光発電

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△などで伏せています。〕

施設の建設です。申請者は、現在、比企郡吉見町に住んでおりますが、時々、この農地にて耕作をしていたものの、申請地の東側と北側が山林化した土地に接しており、竹の根の進入があったり、イノシシやシカの被害により収穫がほとんどなく、居住地から遠距離で、なおかつ高齢になってきたため、耕作が困難になってきたことから、太陽光発電設備を設置することで土地を有効に活用することができると考え、申請したものです。事業計画では168枚の太陽光パネルと、その他必要な機器を設置する予定です。経済産業省から発電についての認定を得ており、東京電力株式会社から電力受給契約申し込みについて承諾を得ております。隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますし、申請地が集落の一段高い場所に位置していることから、転用することで問題が発生することはないものと思われまます。申請地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

5番（富田 和雄 委員） 番号1の案件について、意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。追認による案件ですので、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

4番（高野 忠財 委員） 番号2の案件について、意見を申し上げます。私も申請地を確認してまいりました。申請地は、山の中腹にあり、周囲では畑作というよりは、果樹を植えているところが多い地区です。許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第1号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸 東男 会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△などで伏せています。〕

許可を相当とすることに決しました。

議案第2号上程 第5条の規定による許可申請について (7件)

議長(糸 東男 会長) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事補 番号1から番号4までの案件について説明をいたします。

まず、番号1の案件についてですが、譲受人は株式会社〇〇、譲渡人は△△さん及び□□さんです。申請地は、金室町、田2筆、計1,953平方メートルで、平成元年と昭和24年にそれぞれ相続により取得した土地です。案内図の3ページをご覧ください。申請地は、秩父市立西小学校から北に約300メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。転用する目的は、分譲住宅用地です。申請事由ですが、申請地は、いずれも用途地域内にあり、周辺では宅地化が進んでいます。このたび、市内中心部にあり、小学校や中学校が近くにある当申請地を、不動産業を営む法人である譲受人が買い受け、分譲住宅用地として使用したいとして申請したものです。計画では、申請地2筆のほか、その間にある約41平方メートルの畦畔と一体として利用し、ここに分譲住宅用地9区画分を造成するものです。資金調達計画も整っており、隣接地には耕作している農地はありませんでした。現地を確認したところ、田として管理されておりました。

次に、番号2の案件について説明をいたします。譲受人は株式会社〇〇、譲渡人は△△さんです。申請地は柳田町、田1筆、926平方メートルで、昭和62年に取得した土地です。案内図の4ページをご覧ください。申請地は、国道299号、視目坂下交差点から西南西に約210メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。転用する目的は、分譲住宅用地です。申請事由ですが、申請地は、いずれも用途地域内にあり、周辺では宅地化が進んでいます。このたび、市内中心部にあり、小学校や中学校が近くにある当申請地を、不動産業営む譲受人が買い受け、分譲住宅用地として使用したいとして申請したものです。計画では、分譲住宅用地5区画分を造成することです。資金調達計画も整っており、隣接地には耕作している農地はありませんでした。申請地を確認したところ、不耕作地となっております。

次に、番号3の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は△△さんです。申請地は相生町、畑1筆、18平方メートルで、平成13

年に相続により取得した土地です。案内図の5ページをご覧ください。申請地は、国道299号、相生町交差点から南西に約160メートル先にあり、立地の基準につきましても、市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。転用する目的は、通路敷地の拡張です。申請事由ですが、譲受人は、現在、自宅への進入路として当申請地の隣接地を所有し、使用していますが、市道への出入りの際に、現在の幅員では手狭なため、当申請地を通路用地の拡張部分として譲り受けたいとして、使用部分18平方メートルを分筆したうえで、申請したものです。なお、当申請地は、平成2年頃より、農地転用の許可を受けないまま、一部にコンクリート叩きを打ち、通路用地として使われておりました。このことにつきましては、始末書を添付しております。資金調達計画も整っており、隣接地には譲渡人以外の者が所有する農地はありませんでした。申請地を確認したところ、申請のとおり、一部はコンクリートが敷かれ、その他の部分は不耕作地となっております。

次に、番号4の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は△△さんです。申請地は品沢字諏訪脇、畑1筆、計347平方メートルで、平成16年に相続により取得されています。案内図の6ページをご覧ください。申請地は、県道吉田久長秩父線、蒔田から品沢へと抜ける峠出口の交差点から北西に約50メートルの場所にあります。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年12月25日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましても、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用する目的は、貸住宅用地の拡張です。申請事由ですが、譲受人は、平成10年7月に、当申請地及びこれに隣接する宅地並びにその上にある建物を前所有者から強く頼まれて取得しましたが、申請地が農地であることを知らなかったため、この1筆については所有権を移転することができず、代わりに、従弟であり、農家であった譲受人の父親に依頼し、農地法第3条の規定による許可を受け、便宜的に、譲受人の父名義にしておりました。したがって、登記上の地目は農地でありませんが、申請地上には母屋が越境しており、また、庭として使用されている部分も見られるなど、農地以外の目的で使用されていた経緯があります。土地の購入代金については前所有者に支払い済みであり、また、現時点における実際の所有者は譲受人であることを、譲受人、譲渡人それぞれが承知している状況です。そこで、このたび、この問題を解決し、本来申請地を取得するはずであった譲受

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△などで伏せています。〕

人に贈与し、所有権を移転したいとして申請したものです。申請の際は、申請地を農地以外の目的で使用してきたことに対する始末書を添付しております。隣接する農地を耕作する者から転用することに対する同意書を添付しており、周辺の営農状況への影響はないものと考えます。申請地を確認したところ、申請のとおり、住宅敷地として利用されておりました。

町田 達彌 参与 番号5及び番号6の案件について説明をいたします。

まず、番号5の案件についてですが、譲受人は〇〇さん、譲渡人は△△さんです。申請地は久那字越処、畑1筆、305平方メートルで、平成23年9月に相続により取得した土地です。案内図の7ページをご覧ください。申請地は、県道小鹿野影森停車場線、巴川橋交差点から北西に約200メートル先にあります。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年12月25日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は、現在、神奈川県横須賀市に住んでいますが、近いうちに、市内への転勤が決まっており、妻に相談したところ、妻の従弟である譲渡人から申請地を贈与により取得できるようになり、自己用住宅を建築するとして申請したものです。なお、申請地に入るための進入路ですが、共有名義の土地があるため、その所有者全員から通行することに対する承諾を得ております。隣接する農地につきましては、譲渡人が所有するものですので、周辺への影響はないと思われまます。申請地を確認したところ、野菜が植栽されていたようで部分的に耕運されておりました。

次に、番号6の案件について説明をいたします。借受人は秩父市、貸渡人は〇〇さん及び△△さんです。申請地は上影森字下原、畑4筆、計2,626平方メートルで、貸渡人の〇〇さんは、平成29年2月に相続により取得し、△△さんは、平成28年7月に相続により取得した土地です。案内図の8ページをご覧ください。申請地は、県道小鹿野影森停車場線、巴川橋交差点から南東に約500メートル先にあります。立地の基準につきましては、申請地は都市計画区域の用途区域内にある市街化傾向の著しい農地として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請地は、平成10年から、秩父市影森福祉交流センターとして、デイサービス、学童保育及び老人の入浴施設として使用されており、現在に至っております。当時、公共施設については、土地収用法に順じ農地転用の許可が不要とされておりましたが、平成21年の農地法改正以

来、明確化され社会福祉施設については許可を要する案件とされました。そうしたことから、このたび、始末書を添付した上で、申請したものです。申請地の状況ですが、申請のとおり、福祉交流センター用地として、現在も使用されております。

帆刈 敏晃 主査 番号7の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さんです。貸渡人は△△さんで、借受人の父です。申請地は黒谷字岩下、畑1筆、189平方メートルで、平成16年に相続により取得した土地です。案内図の9ページをご覧ください。申請地は、国道140号、美の山入口交差点から南東に約100メートル先にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人は、平成29年7月に、本申請地に隣接する畑について、住宅建築を目的として農地転用許可を取得し、現在、建築工事を行っているところです。しかし、工事が進捗するにあたり、自家用駐車場所や花壇など庭として使用したい部分が増えたため、転用許可済みの住宅用地の拡張を目的として、このたび転用申請したものです。本申請地は、転用許可済みの住宅用地と一体利用し、西側に接する赤道に沿ってコンクリートの擁壁を設置する予定です。また、隣接する農地を所有する者から、転用することに対する承諾を得ております。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤 勝市 委員） 番号1から番号3までの案件について、意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。番号1の案件につきましては、心情的には耕作を続けていただきたい思いがあります。譲渡人には後継者がいるようですが、一緒に耕作をしているのを見たことがありません。番号2の案件につきましては、草刈りなどをして保全管理状態でした。譲渡人も体調を崩しているようです。番号3の案件につきましては、進入路を確保する者です。いずれの案件も、許可を相当とすることによるものであると考えます。なお、番号1及び番号2の案件については、譲受人の住所地の近くに、第1区域 吉川 稔 農地最適化推進委員が住んでおりますので、事情を知っているようであれば、お聴きしたいと思います。

第1区域（吉川 稔 農地最適化推進委員） 両案件に関係する譲受人は、私の住まいの近所におり、世代が近いこともあります。残念なことではありますが、許可を相当とすることによって止むを得ないものと考えます。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△などで伏せています。〕

6番（石橋 総一郎 委員） 番号4の案件について、意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。申請のとおり、庭となっております。追認による案件でもありますので、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

3番（高橋 信之 会長職務代理者） 番号5及び番号6の案件について、意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

7番（新田 恭一 委員） 番号7の案件について、意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第2号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸 東男 会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第3号上程 農用地利用配分計画の意見について （1件）

議長（糸 東男 会長） 次に、議案第3号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井 幸男 主幹 議案第3号に係る農用地利用配分計画について説明をいたします。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成30年1月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△などで伏せています。〕

経営を行う見込みであるか、業務執行役員の一人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付けの適否などに対し、判断していただくものです。計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成29年第12回総会、議案第61号におきまして農用地利用集積計画を決定していただき、平成30年1月4日に公示し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。案内図の10ページをご覧ください。下吉田字釜ノ上において、畑4筆、計4,340平方メートルにつきましては、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手に配分する計画です。貸借期間及び賃借料については、貸借期間20年、賃借料については1年、10アール当たり、5,000円になります。担い手となる〇〇さんは、現在、秩父市農業担い手育成塾で農業を学んでいます。このたび2年間の研修期間を終了することから、自らが農地を借受け、農業を行う予定です。農地の配分が決定した後は、ブドウの栽培を行う予定です。この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っております、適切であると判断しております。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番（彦久保 利平 委員） 議案第3号の配分計画について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。担い手が決まり、これに対する意見はありません。進めていただきたいと思います。

第5区域（引間 勲 農地利用最適化推進委員） 同じく、議案第3号の配分計画について、農地利用最適化推進委員の立場から意見を申し上げます。私も13番委員と同じ意見です。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りします。議案第3号について、農用地利用配分計画に対する意見はない

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△などで伏せています。〕

旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(糸 東男 会長) 異議なしと認めます。 よって、本案は、そのように決しました。

議案第4号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

議長(糸 東男 会長) 次に、議案第4号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。 なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、13番 彦久保利平 委員におかれましては、議場から退出願います。

(13番 彦久保利平 委員が議場から退出する)

議長(糸 東男 会長) 事務局に議案の説明をいたさせます。

新井 幸男 主幹 議案第4号に係る農用地利用配分計画について説明をいたします。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり平成30年1月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるか、業務執行役員の一人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付けの適否などに対し、判断していただくものです。計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成29年第12回総会、議案第62号におきまして農用地利用集積計画を決定していただき、平成30年1月4日に公示し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したのですが、一部の農地について現況から判断して、耕作地とは認められないものがあるため、その部分を除いた計画となっております。案内図の11ページをご覧ください。下吉田字布里山 及び 同じく字布里において、田6筆、計11,068平方メートル、畑11筆、計17,110.38平方メートル、合計17筆、28,178.38平方メートルにつきましては、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手へ配分する計画です。貸借期間及び賃借料については、貸借期間10年、賃借料については1年、10アール当たり、1,000円になり

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△などで伏せています。〕

ます。この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っておりまして、適切であると判断しております。なお、この配分が決定した後は、畑ではブルーベリーを栽培し、田では稲作を行う予定です。

議長（糸 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番（高野 忠財 委員） 議案第4号の配分計画について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。農業に励んでいる人に配分することになり、このことに対する意見はありません。

第5区域（引間 勲 農地利用最適化推進委員） 同じく、議案第4号の配分計画について、農地利用最適化推進委員の立場から意見を申し上げます。私も4番委員と同じ意見です。

議長（糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りします。議案第4号について、農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長） 異議なしと認めます。よって、本案は、そのように決しました。

議案第5号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について

議長（糸 東男 会長） 次に、議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案第5号について説明をいたします。本案は、これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。議案書と同時に配付いたしました別紙をご覧ください。この

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△などで伏せています。〕

たびは、15筆、合計約1ヘクタールの土地に対する判断をお願いいたします。これらの土地につきましては、所有者又は耕作をする権利を有する者から、該当する土地について農地ではない旨の判断をしていただきたいとの申し出を受けております。また、平成29年に行われました農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査に基づき、さらには、航空写真を参照し、必要に応じて再度の現地調査を行い、その結果、農地に戻すことが相当難しいと判断した荒廃農地について議案として上程したものです。次に、農地であるか否かの判断につきましては、農林水産省が発出しております通知では、人力又は農業用機械では耕起、すなわち、土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難である場合、そして、周囲の状況からみて、すなわち、周りが山林であるなどのため、農地に戻すことができる見込みがあるとしても、継続して利用することができないと認められる場合は、農地に該当しないものとされております。以上のことを踏まえ、農地に該当するか否かの判断をお願いいたします。なお、議決により農地に該当しないと判断された場合は、事務局といたしましては、対象となる農地を所有し、又は耕作をする権利を有する者及び市において関係する部、さいたま地方法務局秩父支局、その他関係機関にその旨を通知し、対象となる土地を農地台帳から削除いたします。

議長（衆 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（衆 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（衆 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第5号については、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆 東男 会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（衆 東男 会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これを持ちまして、秩父市農業委員会平成30年第1回定例総会を閉会いたします。